

役員の報酬基準

社会福祉法人犬山福祉会

役員の報酬については下記のとおりとする。

1. 支給額

理事長	給与	月額 66000 円
業務執行理事	給与	月額 50000 円
理事長、業務執行理事以外の理事		無報酬
監事		無報酬

2. 支払その他

- ・理事長ならびに業務執行理事の給与については、赤ちゃんの家さくらんぼ より支給する
- ・理事長ならびに業務執行理事の交通費については、理事会ならびに評議員会、その他法人内施設での業務に係るものについては、これを支給しない。

以上

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。